

清掃用具 貸出要綱

1. 貸出対象 組合員及び関連企業
2. 貸出金額 無料
 ※草刈り機の消耗品（燃料、ナイロン刃）は利用者負担。
 消耗品は問屋町交流ストアで購入できます。
3. ご利用の流れ
 - 一. 清掃用具の利用申し込み。事務局と日程調整のうえ、用具を借り受ける。
 - 二. 利用終了後、洗って事務局に速やかに返却する。
 ※用具の借受、返却は利用者が行う。

4. 貸出用具

品名	数量	品名	数量
草刈り機（本体 2st エンジン）	2	草刈り鎌	30
高圧洗浄機（延長コード・ホース）	1	窓ホー（草削り）	3
窓拭きワイパー（長さ 5m バケツ有）	1	ホウキ	10
高枝切りばさみ	2	竹ホウキ	3
刈り込みばさみ	1	竹熊手	3
スコップ（丸）	3	デレキ	30
スコップ（角）	3	チリトリ（文化型・蓋付）	5
側溝蓋上げ機	1	チリトリ（三つ手型）	5
側溝泥すくい（ジョレン）	3	二段ハシゴ	1
側溝泥すくいスコップ（大）	2	脚立（天板の高さ 3m、2m）	各 1
側溝泥すくいスコップ（小）	2	ねこ車	1

5. 注意事項

- 一. 使用中の利用者の不注意による破損や紛失につきましては、別途修理代及び紛失料を申し受けます。
- 二. 用具の数に限りがございますので、申込順にてお貸しいたします。
- 三. 貸出期間は原則 4 日間までとします。
- 四. 草刈り機の消耗品（燃料、ナイロン刃）は、問屋町ストアで販売している指定品を使用してください。
- 五. 利用に際し発生した建物や物品の損傷及び人的傷害等に対し、組合は責任を負いません。
- 六. 事務局休業日に使用する場合は、直前、直後の営業日に貸出、返却してください。
- 七. 組合業務執行上やむを得ない場合は、貸出を中止できるものとします。

6. 申込方法 別紙申込書をご記入のうえ、卸センター業務部（TEL 738-4711 FAX 738-7323）へお申し込みください。

7. お問い合わせ先 協青森総合卸センター 業務部 堀内

以上